

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案書の募集を行う委託業務の概要

- (1) 業務名 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
- (2) 業務内容 別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 委託上限額 92,572,913円（消費税および地方消費税を含む）

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) すべての三重県税並びに消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 申請書および添付資料について、個人情報、法人に関する情報（いわゆる企業秘密）に該当する場合を除き、情報公開の対象となることを承諾すること。
- (7) 事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できること。

3 企画提案コンペの実施方法

(1) 企画提案コンペ参加申込み

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、次のとおり申込みを行うこと。

- ① 提出期限 令和2年9月2日（水）17時（必着）
- ② 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 慰労金・支援金係（医療分）
- ③ 提出方法 上記②の提出場所に、下記④の必要提出書類を提出すること（郵送により提出する場合、提出期限までに電話で到着を確認すること。）
- ④ 必要提出書類
 - ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1） 1部
 - イ 会社概要がわかるパンフレット等 8部

(2) 企画提案参加者の資格審査および結果通知

- ① 提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）」等により、資格審査を行う。
- ② 資格審査の結果は、すべての参加意志表示者に対し令和2年9月4日（金）までに電話にて連絡する。

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和2年9月9日（水）17時必着（期限厳守）

② 提出書類

下記4 (1)から(4)に掲げる書類を提出すること

③ 提出場所・方法

- ・提出締切日時までに一般書留又は簡易書留により、以下「(指定する郵便局の宛名)」に記載の郵便局へ局留郵便で送付すること。
- ・郵便局留め期間が10日を経過すると差出人に返送されるので、投函時期に注意すること。

(指定する郵便局の宛名)

- ・指定する郵便局の郵便番号：514-0006
- ・指定する郵便局の住所：津市広明町13番地（三重県庁1階）
- ・受取人：三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局慰労金・支援金係（医療分）
- ・案件名：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）企画提案コンペ 提案書在中

4 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書（任意様式） 8部（正本1部、副本 7部）

- ・原則、日本工業規格A4判、両面印刷、長辺とじとすること。
- ・実施方針、実施スケジュール、実施体制、情報管理体制、過去の類似業務の受託実績等について記載すること。

(2) 見積書（任意様式） 8部（正本1部、副本 7部）

- ・費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ・消費税および地方消費税を抜いた額を記載すること。

(3) 契約実績証明書（様式2） 1部

<過去3年間の間に同規模の実績がある場合のみ>

(4) 共同事業体協定書兼委任状（様式3） 1部

<共同事業体等複数者から成る組織による参加の場合のみ>

5 最優秀提案の選定および評価方法

(1) 選定

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において審査のうえ、総合的に評価して最優秀提案を選定し、その提案書を提出した者と委託契約を締結する。

(2) 企画提案コンペにおける審査基準

① 業務実施体制

- ・ 人員体制
- ・ 進捗管理

② 情報管理

- ・ 情報管理（個人情報の保護、情報セキュリティ要件、企業のセキュリティ体制）

③ 費用・価格

- ・ 積算額の妥当性

- ④ 事業実績
 - ・ 類似業務受託の有無等
 - ⑤ 事業実施内容
 - ・ 業務把握
 - ・ 業務遂行能力
 - ・ 事務処理能力
 - ・ 専門性
 - ⑥ 独自の提案内容
 - ・ 独自の視点や客観的な資料等に基づく特徴的な提案の有無
- (3) 無効となる提案
- ① 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - ② 提案者が当該コンペに対して2以上の提案をしたとき。
 - ③ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - ④ 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
 - ⑤ 見積書の金額または重要な文字を訂正したとき。
 - ⑥ 住所、氏名または押印に欠く見積書を提出したとき。
 - ⑦ 重要な文字の誤脱、又は認識しがたい見積書を提出したとき。
 - ⑧ 提出書類が提出期限を越えて提出したとき。
 - ⑨ その他、あらかじめ指示した事項に違反したときおよび提案者に求められる事務を履行しなかったとき

(4) プレゼンテーションの実施および選考結果の通知

提案者が多数の場合、選定委員会における適否評価等により選定したうえでプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの実施日時、場所等については、令和2年9月11日（金）までに電子メール又は電話により連絡する。

① プレゼンテーション審査の実施

ア 日 時 令和2年9月17日（木）（予定）

イ 実施方法 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、ウェブ会議システムにより行うこととする。

ウ 形態等 提出済みの企画提案書（紙）のみで行う（プロジェクタ、スライド、パソコン等の使用は不可）。なお、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとする。

② 選考結果の通知

最優秀提案者を決定した後、すべての提案者に対して速やかに通知する。

6 質問の受付および回答

(1) 質問の受付期間

令和2年8月28日（金）15時まで

(2) 質問の提出

質問は文書（任意様式）により、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出し、必ず受理の確認を行うものとする。なお、回答を受ける担当部署、担当者名、電話番号を明記すること。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年9月2日(水)までに、三重県Webページに掲載する。

7 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税および地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(写し可)
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(写し可)

8 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件および仕様書の内容を協議し、同提案者が当該仕様書に基づく見積書を提出したうえで、予定価格の範囲内で、三重県医療保健部薬務感染症対策課が示す契約条項により委託契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下、これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

9 監督および検査

契約条項の定めるところによる。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所および支払い時期

契約条項の定めるところによる。

11 見積および契約の手続において使用する言語および通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

- (1) 受託事業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託事業者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

14 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで企画提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない。(該当部分については個別に協議する。)
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条および第72条に罰則があるので留意すること。
- (5) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

15 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部 薬務感染症対策課 担当 山口
電話：059-224-3133 (支援金コールセンター)
ファクシミリ：059-224-2344
E-mail：yakumus@pref.mie.lg.jp